

# Honda Charging Service 利用規約

2021年4月22日改定

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規約は、本田技研工業株式会社（以下、「Honda」といいます。）が提供する Honda Charging Service（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件について定めたものです。

### 第2条 (定義)

本規約における用語は、本文中に定義されるものの他、それぞれ次の通り定義されるものとします。

1. 「会員」とは、Honda が定める所定の手続きにより会員登録申込みを行い、Honda との間で本サービス利用契約を締結したお客様をいう。
2. 「個人会員」とは、会員のうち個人のお客様をいう。
3. 「法人会員」とは、会員のうち法人のお客様をいう。
4. 「Honda 販売会社」とは、Honda の四輪自動車の正規取扱事業者をいう。
5. 「利用者」とは、本規約に基づき会員が本サービスを利用させることができる会員以外のお客様をいう。
6. 「会員等」とは、会員と利用者の総称とする。
7. 「電動車両」とは、Honda が販売する、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車をいう。
8. 「登録車両」とは、会員が会員登録申込時に登録した本サービス利用対象となる電動車両をいう。
9. 「充電スポット」とは、Honda が指定する本サービスの提供場所をいう。
10. 「充電設備」とは、充電スポットに設置されている急速充電器、普通充電器その他本サービスの提供に使用される設備をいう。

### 第3条 (本規約の適用)

本規約は、本サービスを会員が利用するに際しての一切の行為に適用されます。

### 第4条 (本規約の変更)

1. Honda は、以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
  - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を Honda のホームページ（URL①：<https://www.honda.co.jp/CLARITYPHEV/charge/>）及び（URL②：<https://www.honda.co.jp/honda-e/webcatalog/performance/ecology/>）に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に会員が当社サービスを利用したときは、会員は、本規約の変更に同

意したものとみなします。

## 第 2 章 会員

### 第 5 条（会員登録申込み）

1. 会員登録申込みは、本規約を承諾のうえ、お客様本人（法人の場合には正当な権限を有する担当者）が Honda 販売会社において、氏名（法人の場合にはその名称）、登録車両の情報、その他必要な事項を書面又は電子的な方法で記入することによって行われるものとします。
2. 前項の会員登録申込みにおいて、会員 1 名につき 1 台のみ登録車両（電動車両に限るものとします）を登録できるものとします。
3. 会員は、会員登録申込み時点で、本規約の内容を理解し、本規約が本サービスの一切に適用されることを承諾のうえ、会員登録を申し込みます。
4. お客様は、一旦行った会員登録申込みを Honda の承諾のない限り取り消すことができないものとします。
5. Honda は、予告なく会員の募集を締め切る場合があります。

### 第 6 条（会員登録の成立）

1. Honda は、前条の申込み後に必要な審査・手続きを行い、第 7 条（会員登録の拒否）各号に定める事項のいずれにも該当しないと判断した場合、会員登録申込みの承諾を行い、その旨をお客様に通知します。この承諾の通知が到達した時点をもって、会員との本サービス利用契約が成立するものとします。
2. 本サービス利用契約の有効期間は、前項の本サービス利用契約成立時点から Honda が会員に対する本サービスの提供を終了し（会員が自ら退会手続きを行うか第 11 条（会員登録の取消し）の定めによって会員登録を取り消された場合を含みます）、かつ会員が本規約に基づき支払い義務を負う全ての金銭債務の Honda に対する弁済が完了するまでとします。

### 第 7 条（会員登録の拒否）

Honda は、会員登録申込みをされたお客様が次のいずれかにあたる場合、会員登録を拒否することができるものとします。

- (1) 過去に、第 11 条（会員登録の取消し）に基づき会員資格の取消しを受けたことがある場合
- (2) 会員登録申込みにおいて、事実と異なる記入又は誤記、記入漏れがある場合
- (3) 会員登録申込みの際して会員が登録したクレジットカードが無効であるか、又はクレジットカード会社等により利用の停止又は制限の措置が取られている場合
- (4) 未成年者であって法定代理人の同意を得ない申込みである場合、成年被後見人であって成年後見人による申込みでない場合、被保佐人であって保佐人の同意を得ない申込みである場合、又は登録申込みを単独で行うことが認められない被補助人であって補助人の同意を得ない申込みである場合
- (5) 第 24 条（反社会勢力等の排除）第 1 項の規定に反する事実が認められる場合又は同条第 2 項の規定に違反する行為を行っていることが認められる場合
- (6) 過去に Honda 又は Honda 販売会社との間で信頼関係を著しく害するような行為（契約違反等を含むがこれに限られません。）を行っていた場合
- (7) その他 Honda が会員として不適格であると判断する場合

## 第8条（会員カード、会員ID及びパスワードの管理）

1. Honda は、会員に対し、第6条（会員登録の成立）に定める会員登録申込みの承諾通知とともに、本サービスを利用するのに必要な会員カードを発行します。
2. 会員は、前項の会員カード及び第5条（会員登録申込み）の会員登録申込みの際に会員が任意で設定する会員ID、パスワード（以下、総称して「カード等」といいます。）を自己の責任のもと管理します。また、会員はカード等を自身以外の第三者に通知、貸与、譲渡することはできないものとします。ただし、第14条（会員の利用範囲）に基づき本サービスを利用させる者には使用させることができます。
3. 会員は、第三者によるカード等の不正使用が判明した場合、速やかに Honda に対してその旨連絡するものとします。
4. カード等の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正使用等により発生した損害については、Honda は一切の責任を負いません。
5. 会員は、会員カードを紛失又は毀損して利用ができなくなった場合には、Honda にその旨届け出るとともに、会員カードの再発行を受ける必要があります。この場合、会員は、別紙「料金等一覧」に定める再発行手数料を Honda に支払わなければなりません。

## 第9条（会員情報の変更）

1. 会員は、住所、電話番号、登録車両その他会員登録申込み時に登録を行った内容に変更が発生した場合は、Honda が指定する方法により速やかに変更手続を行うものとします。
2. 会員は、婚姻による姓の変更その他 Honda が承諾した場合を除き、登録した氏名の変更を行うことはできません。
3. 第1項の変更内容により、Honda が会員への本サービスの提供に支障が生じると判断した場合、又は会員が第1項に定める登録内容の変更を怠り、又は事実と異なる内容を登録したことが明らかとなった場合には、Honda は本サービスの利用停止、又は本サービス利用契約の解除ができるものとします。本項に基づく本サービスの提供停止又は本サービス利用契約の解除により発生した損害について、Honda は一切の責任を負いません。

## 第10条（退会手続き）

1. 会員は、本サービスの退会を希望する場合、Honda が指定する方法により、Honda に対してその旨届け出るものとします。
2. 前項の届け出を Honda が受領し、Honda がこれを承諾した時点で本サービスの退会が完了するものとします。この場合、会員は、別紙「料金等一覧」に定める退会費用を Honda に対して支払うものとします。
3. 本サービスを退会した者は、退会月の同月内において再度本サービスの会員登録申込みを行うことはできません。

## 第11条（会員登録の取消し）

Honda は、会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告をすることなく、会員登録を取り消すことができます。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) カード等を不正に使用した場合
- (3) 本規約に基づき、支払い義務を負う料金のいずれかの支払いを怠っていることが判明した場合

- (4) 会員登録申込みの承諾後に第 7 条（会員登録の拒否）各号のいずれかに該当していたことが判明した場合、又は、会員登録申込み後に第 7 条（会員登録の拒否）各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) 本サービスの提供を妨害する行為、その他 Honda 又は Honda 販売会社との信頼関係を著しく害する行為を行った場合
- (6) 本サービスの提供を受けることができないと合理的に判断できる状態が一定期間経過した場合
- (7) 第 24 条（反社会勢力等の排除）第 1 項の規定に反する事実があった場合、又は同条第 2 項の規定に違反した行為を行った場合

## 第 12 条（個人情報等の取扱い）

1. Honda は、会員が会員登録申込み、登録内容の変更に関する届出、その他本サービスの利用に関し Honda に提供する氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス等の情報（以下、「個人情報」といいます。）、本サービス利用履歴並びに登録車両に関する情報（以下、個人情報と総称して「会員情報」といいます。）を以下の目的で利用します。
  - (1) 本サービスの実施及び提供
  - (2) 本サービス又はその他 Honda が提供する製品・サービスに関するお知らせ
  - (3) 本サービス又はその他 Honda が提供する製品・サービスに関するアンケート調査
  - (4) 本サービス又はその他 Honda が提供する製品・サービスの企画、開発及び品質改善
  - (5) 本サービスに必要な会員との連絡
  - (6) 統計的に処理したうえでの分析
2. Honda は、前項に定める利用目的のため、Honda が本サービスに関する業務を委託している者に対し、会員情報を預託します。
3. Honda は、Honda 四輪販売会社、株式会社本田技術研究所、株式会社ホンダアクセス、株式会社ホンダモーターサイクルジャパン、株式会社ホンダパワープロダクツジャパン、株式会社ホンダファイナンス、株式会社ホンダユーテック及び株式会社ホンダコムテックとの間で、会員情報を共同利用します。当該共同利用は、次の内容により行います。
  - 共同利用目的： 本条第 1 項に記載の利用目的
  - 共同利用項目： 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、本サービス利用履歴、登録車両情報
  - 管理責任者の名称： 本田技研工業株式会社

## 第 3 章 本サービス

### 第 13 条（本サービスの内容）

本サービスは電動車両を所有される会員のみご利用可能なサービスです。本規約に基づいて会員が利用できる本サービスの内容、利用方法等は、会員登録申込みの時点で Honda が通知又は公表している内容に従います。ただし、Honda は、会員に通知をすることなく、サービス内容の一部又は全部を変更することがあり、会員は予めこれを承諾します。

#### 第 14 条（会員の利用範囲）

1. 会員は、会員登録申込みの際に登録を行った登録車両に限って、本サービスを利用できるものとします。ただし、修理・点検等により登録車両が利用できない期間における代車については、当該期間に限り当該代車について本サービスを利用できるものとします。
2. 個人会員は、会員本人の他、その家族（2 親等内の親族に限ります。）に対して、本規約を遵守させることを条件として、会員自身の責任で本サービスを利用させることができるものとします。これら以外の第三者が本サービスを利用した場合、Honda は、会員及び当該第三者に対して、一切の責任を負いません。
3. 法人会員は、当該法人の役員及び従業員に対して、本規約を遵守させることを条件として、会員自身の責任で本サービスを利用させることができるものとします。これら以外の第三者が本サービスを利用した場合、Honda は、会員及び当該第三者に対して、一切の責任を負いません。

#### 第 15 条（本サービス利用上の注意）

1. 会員は、本サービスを利用するに際し、本規約の内容を理解し、同意した上で本サービスを利用します。
2. 会員は、第 14 条（会員の利用範囲）第 2 項及び第 3 項に基づき、本サービスを利用させる者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、当該利用者の行為は会員の行為とみなされることを予め承諾します。
3. 会員は、急速充電を過度に繰り返すことがバッテリーの充電性能に対して影響を与える可能性のあること等、電動車両の特性を十分に理解した上で、本サービスを利用するものとします。本サービスの利用に起因する登録車両の性能への影響に関して、Honda は一切の責任を負いません。
4. 会員は、登録車両のバッテリーの残量、環境温度（気温など）、充電設備の出力等の仕様の条件により、バッテリーの充電可能容量が違うことを十分に理解した上で、本サービスを利用するものとします。本サービスの利用に起因するバッテリーの実際の充電容量に関し、Honda は一切の責任を負いません。
5. 会員は、本サービスを利用するにあたって、充電スポットにおいて標識・書面、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、会員は、当該充電スポットの営業時間やメンテナンスその他の事情により、一時的に本サービスを利用できない場合があることや、充電スポットが廃止される場合があることを予め承諾します。
6. 本サービス利用中、会員は充電スポットの敷地内で充電が完了するのを待つものとします。登録車両又は車内物品の盗難等や他の車両との交通事故等の損害について、Honda は一切の責任を負いません。
7. 会員は登録車両への充電完了後、速やかに充電スポットから登録車両を移動するものとします。
8. 会員は、本規約に従って充電スポットを利用する行為を除き、他の者による充電スポットの利用を妨げる、又は妨げるおそれのある一切の行為を行わないものとします。

#### 第 16 条（料金等）

1. 会員は、第 6 条（会員登録の成立）により本サービス利用契約が成立したときは、別紙「料金等一覧」に基づき、会員カード発行手数料、月会費、充電料金等の料金（以下、「料金等」といいます。）を Honda に支払うものとします。
2. Honda は、会員の承諾を得ることなく、料金等を変更することができるものとします。この場合、Honda が料金等の変更内容を Honda のホームページに公開した時点以降の会員登録申込み、会員カード発行、及び本サービス利用等に、改定後の料金等が適用されるものとします。

#### 第 17 条（支払方法）

1. 会員は、毎月末締めで翌月以降の Honda が指定する日に、会員が登録したクレジットカード決済により料金等を支払うものとします。
2. 会員は、前項の支払いに関する Honda のクレジットカード会社に対する計上日と当該クレジットカード会社が定める締日および実際の処理日との関係において、会員とクレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることがあることを予め承諾するものとします。これに起因して発生した損害について Honda は一切の責任を負いません。
3. クレジットカード会社の規定その他の事由により、Honda が、クレジットカード会社から第 1 項の支払いを受けられない場合、会員は、料金等を Honda が定める方法により直ちに Honda に直接に支払うものとします。
4. 会員が料金等を本条に定める方法で Honda が定める期限までに支払わない場合、Honda は、支払いを確認できるまで、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。会員は、本項に基づくサービスの提供停止期間中であっても、月会費等の料金が発生することを予め承諾するものとします。

#### 第 18 条（サービスの一時停止）

Honda は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員へ通知することなく、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。

- (1) 本サービスのシステム保守を定期的に、又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災又は戦争、暴動、騒乱、労働争議などの不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 本サービスの提供に用いる通信サービスが停止された場合
- (5) 電動車両、充電スポット、又は会員カードの使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
- (6) その他、運用上又は技術上、Honda が本サービスの提供の一時的な停止を必要と判断した場合

#### 第 19 条（本サービス内容の一部変更・廃止）

Honda は、会員に通知することなく、本サービスの内容の一部を変更又は廃止することができるものとします。

#### 第 20 条（本サービスの終了）

Honda は、Honda のホームページへの掲載等により会員に事前に通知することによって、本サービスを終了することができるものとします。

### 第 4 章 一般条項

#### 第 21 条（遅延損害金）

会員は、本規約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、Honda に対し、支払期日の翌日から実際に支払いを行う日の前日までの日数について、年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

## 第 22 条（会員と第三者間の紛争）

会員の責めに帰すべき事由により、会員が本サービスの利用に際して他の会員やその他の第三者に損害を与えた場合には、Honda は一切の責任を負わず、会員は、自らの責任と費用を以って損害を賠償しなければなりません。

## 第 23 条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本規約に定めるものを除き、本規約に基づく権利、義務及び会員としての地位の全部又は一部を第三者に移転したり、第三者のために担保に供したりしてはなりません。

## 第 24 条（反社会勢力等の排除）

1. 会員は、会員登録申込み時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者（会員が自然人である場合は、自身）が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約します。
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して、本サービスに関して次の行為をしないことを約します。
  - (1) Honda 及び本サービス提供に関係する者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (2) 偽計又は威力を用いて Honda 又は本サービス提供に関係する者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## 第 25 条（免責）

1. Honda は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部が利用できず、それにより会員又は第三者が被った損害について、当該損害が Honda の故意又は重過失により生じた場合を除き、一切の責任を負いません。
  - (1) 会員が会員登録申込み時に登録した情報が事実と異なる場合
  - (2) 会員が第 9 条（会員情報の変更）第 1 項に定める会員情報の変更手続きを怠っている場合
  - (3) 登録車両の故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、又はこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくは本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
  - (4) 登録車両のオーナーズマニュアル等に記載されている事項を遵守しなかった場合
2. 本サービスの利用に際し、会員の責めに帰すべき事由により会員が被った損害について、Honda は一切の責任を負いません。
3. Honda は、会員が本規約に違反した場合、又は第 11 条（会員登録の取消し）の規定に従って当該会員の登録を取り消した場合、会員に対して損害の賠償を請求することができます。なお、当該取消しによって会員に損害が発生した場合であっても、Honda は一切の責任を負いません。

## 第 26 条（損害賠償）

1. Honda は、本サービスの利用又はその提供の有用性および正確性についていかなる保証もせず、その内容、遅延又は中断などにより発生した会員等の損害に対しては、一切の責任を負いません。
2. 会員等が本規約に違反した行為又は不正もしくは違法な行為によって Honda に損害を与えた場合、Honda は会員等に対して損害賠償を請求することができるものとします。

## 第 27 条（規約の有効性）

1. 本規約の一部の規定が、法令に基づいて無効と判断されても、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約の一部の規定が、ある会員との関係で無効となり、又は取り消された場合であっても、その他の会員との関係では有効とします。

## 第 28 条（専属的合意管轄）

本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

## 第 29 条（会員との連絡）

1. Honda は、Honda から会員に対する連絡および通知に関し、原則として、Honda のホームページ上への掲示、ならびに会員登録申込みの際に会員が登録した電子メールのアドレスに対するメール送信により行います。
2. 会員が会員登録申込み時に登録した情報が事実と異なる場合、会員が第 9 条（会員情報の変更）第 1 項に定める会員情報の変更手続きを怠っている場合等、会員情報の不備のために、前項に定めるメールが延着又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。
3. 会員から Honda への本規約および本サービスに関する問合せは、下記問合せ先に電話にて行うものとします。

【問合せ先】 Honda Charging Service コールセンター TEL: 0570-088-005

別紙

## 料金等一覧

### ■ 充電料金

- 普通充電： 1.65 円/分（税込み）
- 急速充電： 17.6 円/分（税込み）

### ■ 充電カード発行手数料（初回のみ）

- 1 車両につき 1 枚目の会員カード発行： 無料
- 1 車両において 2 枚目以降の会員カード： 1,650 円（税込み） / 1 枚
- 会員カードを紛失した場合の再発行： 1,650 円（税込み） / 1 枚

### ■ 充電カード月会費（毎月）

- 1 車両につき 1 枚目の会員カードにかかる月会費： 会員登録から 2 年間（24 ヶ月まで）に限り無料とし、3 年目以降（25 ヶ月から）は 550 円（税込み） / 月をお支払いいただきます。
- 1 車両において 2 枚目以降の会員カードの発行・利用にかかる月会費： 2 枚目以降の会員カード 1 枚につき 550 円（税込み）を月会費としてカード利用開始日に属する月よりお支払いいただきます。

### ■ 退会時にお支払いいただく費用

- 退会事務手数料： 3,300 円（税込み） ※入会から 1 年以内の退会に限りお支払いいただきます。
- 月会費：
  - 退会月 20 日までの退会の場合、退会当月分の月会費をお支払いいただきます。
  - 退会月 21 日以降の退会の場合、退会当月分及び退会翌月分の月会費をお支払いいただきます。
- 利用料： 退会日までに利用開始した本サービス利用料等の全額をお支払いいただきます。

以上